

7・3 STCW 条約

7・3・1 IMO 人的因子訓練当直小委員会 (HTW) について

2025年2月に開催されたIMO 人的因子訓練当直小委員会 (HTW) に関わる国内委員会、および、IMO HTW 11にオンライン参加し、主として以下(1)(2)の議題について国土交通省へ協力した。

IMO 第11回人的因子訓練当直小委員会 (HTW 11) の主な審議結果は以下の通り。

(1) STCW 条約の包括的な見直しについて

1) 背景

EU加盟国、豪州、カナダ、フィリピン、シンガポール、国際海運会議所 (ICS) 及び国際海事大学連合 (IAMU) が、共同で STCW 条約の包括的な見直しと改正に関する新たな作業計画を第104回海上安全委員会 (MSC 104) に提案した。当該委員会においてこの作業計画が承認され、前回の会合 (HTW 10) において継続検討事項となっていた条約の包括的な見直しの対象分野のリストの最終化、包括的な見直しの方法論の草案作成、および、ロードマップ案の合意が図られた。

2) 審議結果

先に開催された STCW 条約の包括的な見直しに関する第1回会期間中間作業部会 (ISWG-STCW1) での審議も踏まえ、本条約の中で見直すべき検討項目について審議が行われた。

「資格証明におけるシミュレーター訓練のあり方」や「バラスト水処理装置に対応する能力基準」をはじめ、約500項目に及ぶ検討項目が選定され、今後これらに関して具体的な作業を進めることが合意された。

検討の第一段階として、STCW 条約附属書の第2章 (船長及び甲板部に関する資格要件) 及び第3章 (機関部に関する資格要件) に関しては、各国に対して検討項目に沿った具体的な改正案を次回 HTW12 に提出することが求められた。

加えて、HTW12 の会合直後に会期間中間作業部会 (ISWG-STCW2) を開催することについて、MSC110 で承認を得ることで合意した。

さらに、STCW 条約に基づく独立評価とIMO加盟国監査 (IMSAS) の制度のあり方に関する見直しについては会期間通信作業部会 (CG) を設置して審議することに合意した。

ロードマップの見直しについては、3つの段階に分けて改正作業を行なうこと、および、2031年または2032年の改正条約案採択を目指すことが合意された。

(2) 代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対するガイドラインの策定

1) 背景

2024年2月に開催された HTW10 において、代替燃料を使用する船舶の乗組員に対

する訓練規定の策定作業は、STCW 条約の包括的な見直しに関する作業とは別に行うことが合意された。この結果を受けて、今次会合より、新規議題として「GHG 削減に向けた代替燃料や新技術を導入する上で必要となる安全規則の策定」が設置され、代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対する国際的なガイドライン策定に向けた検討を開始することとなった。

2) 審議結果

ガイドラインの構成について審議が行われ、全ての代替燃料や新技術を含む共通ガイドライン、および、個別の燃料や技術ごとの要件を定めるガイドラインの両方について検討することが合意された。これを受け、まずは共通ガイドラインの検討が行われ、今回の会合で最終化された。このガイドライン案は、承認手続きのため上部委員会である MSC110 (2025 年6月開催予定)に上程される。

また、個別の燃料や技術ごとの要件を定めるガイドラインについては、IMO の別の小委員会である貨物運送小委員会(CCC)において審議されている安全ガイドラインの策定順で審議が行われることとなった。

今回の会合では、個別燃料のガイドラインとして、メタノール・エタノールに関して審議が開始されたものの、最終化には至らず、引き続き CG を設置し、策定作業を進めることとなった。

7・3・2 STCW-F 条約の包括的な見直しについて

長年審議されてきた STCW-F 条約の包括的な見直しについて、2024 年 5 月開催の IMO 108 にて採択され、2026 年1月に改正条約が発効する見込み。本条約の批准による船員法等の国内法への影響については国内法制化検討会にて別途協議が行われ、2024 年8月に STCW-F 条約国内法制化検討会とりまとめが確定した。本とりまとめを基に法制化に向けた作業が進められている。

以上